

キャリアアップ助成金

諸手当制度共通化コース

平成29年4月1日新設

有期契約労働者等に次の取組を実施した場合に助成

- 正規雇用労働者との**共通の諸手当制度を導入**・適用6か月以上運用後、支給申請

諸手当制度共通化

有期契約労働者等を対象とする「**正規雇用労働者と共通の諸手当制度**」を新たに規定し、運用した事業主に支給されます。

●対象となる諸手当

- ①賞与
- ②役職手当
- ③特殊作業手当・特殊勤務手当
- ④精皆勤手当
- ⑤食事手当
- ⑥単身赴任手当
- ⑦地域手当
- ⑧家族手当
- ⑨住宅手当
- ⑩時間外労働手当
- ⑪深夜・休日労働手当

●対象となる金額

6か月相当分として50,000円以上支給

1か月分相当額として3,000円以上支給

割増率を法定割合より5%以上加算

⇒1事業所当たり **38万円** (**28.5万円**) 支給

※《 **48万円** (**36万円**) 》

正社員と正社員以外の従業員に対する共通の手当を整備・運用した場合に助成されます



助成金の制度、要件等は資料作成当時のものです。現在ご覧になっている助成金の制度、要件等が変更になっている可能性がありますことをご了承ください。詳しくは弊社法人助成金担当または労働局へ直接お問い合わせください。